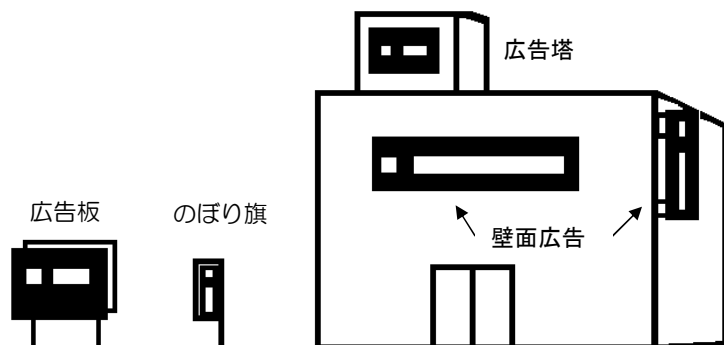


毎年9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

屋外広告物の許可申請について

◎屋外広告物とは・・・常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。



例) 広告板、広告塔、壁面広告物、はり紙、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アドバルーン等

屋外広告物は、屋外広告物法や栃木県屋外広告物条例に基づく規制を受けるので、掲出するときは、**原則許可が必要**です。(一部適用除外があります。)また、屋外広告物の種類によって許可基準が異なります。許可申請窓口は、町都市建設課です。

※車両又は船舶に表示される広告物については、許可申請窓口が栃木県都市計画課となりますので、詳細は栃木県ホームページよりご確認ください。

県の条例には、掲出することを禁止する禁止地域や禁止物件が定められています。

また、許可を受けて掲出できる許可地域も定められています。

町内の許可地域は、①田園調和型地域②田園調和型沿線地域③市街地形成型地域の3つに区分されており、各地域によって許可基準が異なります。

屋外広告物許可期間満了に伴う更新許可申請について

◎許可期間経過後も継続して当該広告物を掲出する場合には、許可期間更新の申請が必要となります。

期間満了前に更新の手続きをお願いいたします。なお、令和元年10月1日から、広告物の更新又は変更の許可申請に提出する書類が変更されていますのでご注意ください。

【提出書類】

- ・屋外広告物更新許可申請書(正本・副本各1部)
- ・添付書類(正本・副本にそれぞれ添付)
 - ①屋外広告物安全点検報告書
 - ②点検後に広告物又は掲出物件を撮影した現況写真(点検により異常が認められた場合は、補修後に当該箇所を撮影したもの。)
 - ③①を作成した者の資格を証する書類
 - ④その他(使用権を証する書面等、必要な場合に添付してください。)

【手数料】

- ・広告物の種類や表示面積により異なります。
- 申請受付・内容審査後、手数料を納めていただく納付書を発行いたします。納付を確認後、許可証を発行いたします。
- ※すでに広告物が除却されている場合は、速やかに除却届を提出してください。
- ◎詳しくは町ホームページをご覧ください。町都市建設課又は、県都市計画課までお問い合わせください。

▶問い合わせ先=都市建設課 都市計画係 ☎56 9140
 栃木県都市計画課 ☎028(623)2463

9月10日～16日は自殺予防週間

みなさんの「こころ」は、お元気ですか？

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大やその影響により、毎日の生活や仕事などの変化を受けて、さまざまなストレスや不安を抱えている方が多くいらっしゃると思います。

【ストレスサインの一例】

疲れがとれない 頭痛や肩こり 不眠が続いている 食欲不振、胃痛 仕事のミスが増える



など

「ストレスサイン」に早く気づき、対処することで、「こころの病気」を未然に防ぐことができます。心の病気にかかった場合は、早期に発見され、適切な治療を受ければ、大部分が改善します。ひとりで抱え込まず、身近な相談相手を持ちましょう。もし、周囲に相談できる相手がいなるときは、迷わず、相談先を利用してください。

また、身近な人のこころの異変に気付いたら、本人に相談先を紹介したり、気づいた人が相談したりすることも一つの方法です。

【相談先一覧】

①保健師への相談(電話・面接・訪問)

日時＝月～金曜日(祝日、年末年始除く)午前8時30分～午後5時15分

担当＝健康福祉課 成人健康係 ☎66 9133

②こころの相談

専門のカウンセラーによる面接相談(要予約・無料)

日時等＝毎月広報に日程を掲載(1人あたり約1時間)

相談窓口	電話番号	時間
栃木県精神保健福祉センター	Tel 028(673)8785	・月～金曜日(祝日、年末年始除く) ・午前8時30分～午後5時15分
県南健康福祉センター	Tel 0285(22)6192	・月～金曜日(祝日、年末年始除く) ・午前8時30分～午後5時15分
こころのダイヤル	Tel 028(673)8341	・月～金曜日(祝日、年末年始除く) ・午前9時～午後5時
栃木いのちの電話	Tel 028(643)7830 (0120(783)556)	・毎日 24時間 (毎月10日午前8時～翌日午前8時までフリーダイヤル)
【18歳まで対象】チャイルドライン (NPO法人チャイルドライン 支援センター)	Tel 0120(99)7777	・月～土曜日(年末年始を除く) ・午後4時～午後9時 (金曜日は午後11時まで)

▶問い合わせ先＝健康福祉課 成人健康係 ☎66 9133

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、施設の臨時休館又は、イベントを中止することがありますのでご理解願います。